

阿賀野市告示第64号

阿賀野市ががんばる畜産農家応援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市ががんばる畜産農家応援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市ががんばる畜産農家応援事業補助金交付要綱（令和5年阿賀野市告示第95号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 牧草種子購入支援事業の申請者は、前項の交付申請書に種子の購入が分かる書類を添えるものとする。

（交付決定）

第4条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請が適正であると認められたときは、補助金の交付を決定するものとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（実績報告）

第5条 申請者は、事業が完了したときは、規則で定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 牧草種子購入支援事業の申請者は、前項の実績報告書に種子の播種状況が確認できる書類を添えるものとする。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和8年3月30日から施行する。